

年 新 賀 謹



令和8年 元旦

税理士法人 原会計事務所
原会計事務所だより



編集 発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500/FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666/FAX:047-333-8811

喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344

安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566/FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikai.com
URL http://www.harakaikai.com/

◆ 今年のおトピック ◆

令和7年分法定調書
主な改正事項

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

これらの改正に伴い、給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の様式が改正されます。

法定調書の提出期限は、令和8年2月2日(月)。

政府の総合経済対策
物価高対策を最優先

政府は、物価高騰への対応などを柱とする「総合経済対策」を決定しました。

対策は、物価高への対応、危機管理と成長投資、防衛・外交力の強化の3つを柱とし

ています。

特に生活支援策に重点が置かれました。具体的には、自治体向けの支援金を拡充し、おこめ券やクーポン券の配布などで家計を支援します。また本年1〜3月に電気・ガス料金を計7000円程度補助します。

子育て世帯の支援では18歳以下の子どもに1人当たり2万円を給付します。

令和8年1月1日以後からの
給与の源泉徴収事務の変更点

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設に伴い、令和8年1月1日以後の源泉徴収事務について、以下の変更がなされました。

- ◆ 扶養控除等申告書の記載事項の変更
- ◆ 扶養親族等の数の算定方法の変更
- ◆ 源泉徴収税額表の改正

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

(提出期限)
令和8年
2月2日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和7年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(63種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和7年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号、所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和7年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

■所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

これらの改正に伴い、給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の様式が改正されます。

物価高対策を最優先 強い経済へ積極投資

総合 経済対策

政府は、物価高対策などを盛り込んだ総合経済対策を決定しました。

経済対策では、「物価高への対応」「強い経済の実現」「防衛力と外交力の強化」の3つを柱としています。

国の一般会計からの支出は、17兆7000億円程度となり、昨年度の13兆9000億円を上回る水準です。これにガソリン税などの暫定税

●今後1年程度の家計負担 軽減額●

LP ガス使用世帯支援・水道料金減免など	1世帯あたり 1万円程度
お米券など食料品の支援	1人あたり 3000円程度
電気・ガス料金の補助 (本年1～3月)	1世帯あたり 7000円程度
ガソリン税暫定税率 廃止	1世帯あたり 1万2000円程度
児童手当で上乗せ措置	子ども1人あたり 2万円
「年収の壁」見直し	納税者1人あたり 2～4万円程度

率の廃止や、いわゆる「年収の壁」の見直しによる減税分などを合わせた規模は約21兆3000億円で、コロナ禍後で最大の経済対策となりました。

■物価高への対応■

経済対策の最優先課題が「物価高への対応」です。

物価高の影響を地域の実情に応じてきめ細かく対応するため、自治体が使途を柔軟に決められる「重点支援地方交付金」を拡充します。交付金全体としては2兆円を措置することとしています。

具体的には、自治体によるプレミアム商品券、お米券、食料品クーポンの発行などを想定しています。

電気・ガス料金への補助を本年1月からの3か月間実施します。特に寒さの厳しい、1月と2月は補助を手厚くします。

子育て世帯の支援策としては、児童手当に子ども1人あたり2万円を上乗せして支給します。

住宅の価格高騰対策では、長期固定型の住宅ローン「フラット35」の融資限度額の引き上げなどが盛り込まれました。

また、医療機関や介護施設などの経営を改善し、従業員の処遇を改善するための「支援パッケージ」を緊急で措置するとしています。

このほか、中・低所得者の負担軽減に向けて「給付付き税額控除」の制度設計に着手することが明記されました。

■今後1年程度の家計負担の軽減額■

今回の経済対策の効果として、政府は、今後1年程度の家計の負担軽減額を推計しました。

重点支援地方交付金では、LPガスの使用世帯への支援や水道料金の減免など自治体が行う施策によって1世帯あたり1万円程度、お米券など食料品の支援で1人あたり3000円程度が軽減されるとしています。

本年1月から3月までの電気・ガス料金の補助として1世帯あたり7000円程度、ガソリン税の暫定税率の廃止による負担減が1世帯あたり1万2000円程度と見込んでいます。

いわゆる「年収の壁」の見直しに

よって納税者1人あたり2万円から4万円程度の負担減になるとしています。

■強い経済の実現■

第2の柱が「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」です。

経済安全保障の分野を中心に政府が先手を打って戦略的な投資を行うことで民間の投資も呼び込み、経済を活性化させることが狙いです。

このうち経済安全保障の強化に向けて、AI（人工知能）の開発を積極的に支援するほか、次世代半導体の量産に向けた技術開発や設備投資を重点的に支援するとしています。

■防衛力と外交力の強化■

第3の柱が「防衛力と外交力の強化」です。

外交・安全保障環境の変化への対応として、防衛費と関連経費を2027年度にGDPの2%とする目標について今年度中に前倒しして措置するとしています。

また、米国の関税措置への対応として、影響を受ける中小企業に対する政府系金融機関のセーフティネット貸付の金利を引き下げるほか、設備投資の後押しや新たな市場開拓に向けて補助金などによる支援を行うとしています。



令和8年1月1日以後からの 給与の源泉徴収事務の留意点

令和7年度税制改正で、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設などが行われました。よって、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務では、以下の変更がありますので留意が必要です。

◆扶養控除等申告書の記載事項の変更

令和7年分までの「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」(以下、併せて「扶養控除等申告書」といいます)には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、前記の特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には「源泉控除対象親族」を記載することとなりました。「源泉控除対象親族」とは、次の①又は②に該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② 居住者と生計を一にする親族のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

◆扶養親族等の数の算定方法の変更

毎月(日)の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、前記の特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

◆源泉徴収税額表の改正

前記の基礎控除の見直し、給与所得控除の見直しに伴い、「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めます。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…2月2日
- ★源泉徴収票の交付
 - (1)交付期限…2月2日
 - (2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…2月2日
- ★個人の道府県民及び市町村住民税の納付(第4期分)
 - 納期限…1月中旬において市町村の条例で定める日
- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 申告期限…2月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月2日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
 - 申告期限…2月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月2日
- ★給与支払報告書の提出
 - (1)提出期限…2月2日
 - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…2月2日

新年明けましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

政府は「総合経済対策」を決定しました。経済対策では、暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、我が国の供給力、成長力を底上げし、「強い経済」を実現するための各種施策が盛り込まれました。

短期的には食料品や電気料金の支援などで家計を下支えし、中期的にはAI、半導体、防衛関連などの重点分野への投資を通じて、経済成長を図る構成に

新年を迎えて

なっています。こうした取り組みにより、経済成長と財政健全化を両立させる方針です。

▼今年(丙午)の年です。「午(馬)」は、大地を駆け抜ける馬のように、「躍動感」「力強さ」などの象徴から、活力や前進の年と言われています。「丙」も火の性質を持ち、強いエネルギーで道を切り開く、縁起の良い年とされています。大地を駆け抜ける馬のように、私たちも目標へと邁進し、新たなステージへと突き抜けていきたいものです。